

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
設計・建設工事請負契約書（案）
（変更版）

令和6年11月7日

姫路市上下水道局

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業 設計・建設工事請負契約書

1 事業名 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業

2 事業場所 兵庫県姫路市豊富町豊富1610番地

3 工期 始期 令和7年●月●日 終期 令和13年3月31日

4 契約金額

項目	契約金額
設計対価	¥●－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●－)
建設対価	¥●－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●－)
契約金額	¥●－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●－)

5 契約保証金 第11条に定める。

本事業について、姫路市（以下「甲」という。）と署名欄記載の代表企業及び構成員からなる●¹（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な設計・建設工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙は、令和●年●月●日付共同企業体協定書により契約書記載の本事業を共同連帯して請け負うものとする。

¹ 共同企業体の名称を記入する

この契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年●月●日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市上下水道事業管理者 ●● ●●

乙² 【共同企業体名称】

代表企業 【住所】
【名称】
代表取締役 【氏名】

構成員 【住所】
【名称】
代表取締役 【氏名】

構成員 【住所】
【名称】
代表取締役 【氏名】

構成員 【住所】
【名称】
代表取締役 【氏名】

構成員 【住所】
【名称】
代表取締役 【氏名】

² 乙の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表企業及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。構成員の数は共同企業体の構成に応じて変更する。

目 次

第1章 総則等	6
第1条 (解釈)	6
第2条 (定義)	6
第3条 (共通事項)	6
第4条 (関連工事の調整)	7
第5条 (秘密の保持)	7
第6条 (本業務の履行)	9
第7条 (許認可及び届出等)	9
第8条 (近隣対策等)	10
第9条 (事業工程表等)	10
第10条 (セルフモニタリング)	10
第11条 (契約の保証)	10
第12条 (単価合意書)	11
第13条 (権利義務の譲渡等)	12
第14条 (著作権の譲渡等)	12
第15条 (特許権等の使用)	13
第16条 (意匠の実施の承諾等)	13
第17条 (監督員)	13
第18条 (支給材料及び貸与品)	14
第19条 (臨機の措置)	15
第2章 調査業務	15
第20条 (調査業務)	15
第21条 (調査業務の一括再委託等の禁止)	16
第3章 設計業務	16
第22条 (設計業務)	16
第23条 (設計業務の一括再委託等の禁止)	17
第24条 (管理技術者及び照査技術者)	17
第25条 (管理技術者等に関する措置請求)	17
第26条 (設計成果物の内容が一致しない場合の修補義務)	18
第4章 建設業務	18
第27条 (工事着手届)	18
第28条 (建設業務の付帯事項)	18
第29条 (施工の一括委任又は一括下請負の禁止)	18
第30条 (業務受託者の通知)	19
第31条 (現場代理人及び監理技術者)	19

第32条	(工事関係者等に関する措置請求)	19
第33条	(工事材料の品質及び検査等)	20
第34条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	20
第35条	(工事用地の確保等)	21
第36条	(要求水準書及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	21
第37条	(検査及び引渡し)	22
第5章	条件の変更等	22
第38条	(条件変更等)	22
第39条	(入札説明書等の変更)	23
第40条	(本業務の中止)	24
第41条	(著しく短い工期の禁止)	24
第42条	(乙の請求による工期の延長)	24
第43条	(甲の請求による工期の短縮等)	24
第44条	(工期の変更方法)	24
第45条	(契約金額の変更方法等)	25
第46条	(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	25
第47条	(契約金額の変更に代える設計図書の変更)	26
第6章	支払	27
第48条	(契約金の支払)	27
第49条	(部分使用)	27
第50条	(前金払及び中間前金払)	27
第51条	(工期の変更通知)	28
第52条	(前払金の使用等)	28
第53条	(部分払)	29
第54条	(部分引渡し)	30
第55条	(債務負担行為に係る契約の特則)	30
第56条	(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	30
第57条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	31
第58条	(第三者による代理受領)	32
第59条	(前払金等の不払いに対する本業務中止)	32
第7章	責任の分担	32
第60条	(一般的損害)	32
第61条	(第三者に及ぼした損害)	33
第62条	(不可抗力による損害)	33
第63条	(法令等の変更等によって生じた費用等の負担)	34
第64条	(契約不適合責任)	35

第65条	(契約不適合責任期間等)	35
第8章	契約の終了	36
第66条	(甲の任意解除権)	36
第67条	(甲の催告による解除権)	36
第68条	(甲の催告によらない解除権)	37
第69条	(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	39
第70条	(乙の催告による解除権)	39
第71条	(乙の催告によらない解除権)	39
第72条	(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	39
第73条	(解除に伴う措置)	39
第9章	損害賠償等	41
第74条	(甲の損害賠償請求等)	41
第75条	(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)	42
第76条	(乙の損害賠償請求等)	43
第10章	一般規定	44
第77条	(暴力団の排除に関する措置)	44
第78条	(役員等に関する情報提供及び情報の利用)	44
第79条	(不当介入に対する措置)	44
第80条	(適正な賃金の支払に関する措置)	44
第81条	(火災保険等)	45
第82条	(事業提案書に関する特約)	45
第83条	(補則)	45
別紙1	総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領(第12条関係)	46
別紙2	設置技術者一覧(第24条及び第31条関係)	51
別紙3	各年度における契約金額の支払の限度額(第55条関係)	52

第1章 総則等

(解釈)

第1条 甲及び乙は、入札説明書等、事業提案書及び設計図書に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約（この約款並びに入札説明書等、事業提案書及び設計図書を内容とする本業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、要求水準書、入札説明書等（要求水準書を除く。以下、本条において同じ。）、事業提案書及び設計図書の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、要求水準書、入札説明書等、事業提案書、設計図書の順に優先して適用されるものとする。ただし、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るとき（甲及び乙が事業提案書について確認した事項を含む。）に限り、事業提案書が優先して適用されるものとする。また、この契約の書類間で疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(定義)

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、この契約において定義されていない用語については、用語集に定めるところによる。

- (1) 「法令等」とは、法律・政令・省令・命令・条例・規則・規程、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。
- (2) 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
- (3) 「工事用地等」とは、工事用地その他要求水準書において甲が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地をいう。
- (4) 「事前開示情報」とは、この契約の締結以前に甲が自ら行った工事用地等に関する測量調査、地質調査その他の調査の成果をいう。
- (5) 「業務受託者」とは、この契約に基づく建設業務の全ての下請負人及び調査業務又は設計業務の再委託先又は下請負人をいう。
- (6) 「下請契約等」とは、本業務の一部について締結するすべての請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約をいう。

(共通事項)

第3条 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、指示、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、第17条第1項、第37条第2項前段及び第53条第4項前段に規定する甲のしなければならない通知においては書面によらないことができる。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。ただし、姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条に規定する市の休日は、期間の計算上、休日として扱う。
- 7 この契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 この契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。
- 9 この契約で規定されている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等がこの契約に適用される。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、この契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。
- 12 本事業の建設業務に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合には、要求水準書の定めに従わなければならない。この場合において、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事であるときは、乙は、工事の施工前に甲に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に甲から請求があったときは、その実施状況を甲に報告しなければならない。

（関連工事の調整）

- 第4条 甲は、乙の実施する本業務及び甲の発注に係る第三者の実施する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。

（秘密の保持）

- 第5条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、自己又は相手方の代理人等で本条の規定と実質的に同じ内容の秘密保持義務に服する者以外の第三者に開示し若しくは漏洩し又はこの契約若しくはこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合又は甲が姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）その他の法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。
 - (1) 当該情報を知り得た時点で公知となっており、又は当該当事者によるこの契約上の義務違反によることなく公知となった情報

- (2) 当該情報を知り得た時点で開示を受けた当該当事者が既に適法に保有していた情報
 - (3) 当該当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 当該当事者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる情報
- 3 乙は、甲から個人情報取扱事務を受託する者として、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の期間中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年姫路市条例第42号）その他個人情報の保護に関するすべての関係諸法令及びこの契約の規定を遵守し、この契約を履行するに際して知り得た個人情報を開示又は漏洩してはならない。
- 4 乙は、この契約の期間中において、甲が定める条例その他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 5 乙は、この契約の履行のため、業務受託者に対して秘密及び個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該業務受託者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該業務受託者をして、本条に規定する秘密及び個人情報を開示又は漏洩しない旨の確約書を甲に提出させる。
- 6 乙は、本業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 7 乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 8 乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、甲が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること
 - (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合、又は甲が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと
 - (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと
 - (4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと
 - (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと

(6) 本業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業従事者全員に対して実施すること

9 乙は、本業務を処理するために甲から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、甲の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

10 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際して甲から立会いを求められた場合は、これに準じなければならない。

11 乙は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

12 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で甲に報告しなければならない。

13 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

14 乙は、本条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

15 乙若しくは業務受託者が第3項から前項までの義務に違反したこと又は乙若しくは業務受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、甲が損害を被った場合、乙は、甲に対しその損害を賠償するとともに、甲が必要と考える措置をとらなければならない。

16 本条に定める乙の義務は、この契約の終了後又は解除された後においても存続する。
(本業務の履行)

第6条 乙は、本業務を工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物をそれぞれ甲に引き渡すものとし、甲は、契約金額を支払うものとする。

2 本業務の履行方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「調査・設計・施工方法等」という。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3 乙は、この契約において別段の定めのある場合を除き、乙の本業務実施に関する甲による確認、若しくは立会い、又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなるこの契約上の責任も免れない。

(許認可及び届出等)

第7条 乙は、本業務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を、自己の責任及び費用負担において完了しなければならない。乙は、甲が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、甲が行う許認可変更、補助申請等の各種申請における添付資料等の作成の支援を行うものとする。

3 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による第1項に定める許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

(近隣対策等)

第8条 乙は、調査業務の結果に基づき、自己の責任及び費用において、本業務の履行に関して合理的に要求される近隣対策を実施するものとする（近隣住民等への安全対策を含む。）。この場合において、乙は、甲に対して、当該近隣対策の実施前及び実施後の調査内容及び結果を報告しなければならない。

2 甲は、工事又は本事業の存在自体に関する近隣住民等の要望活動（住民反対運動を含むが、これに限らない。以下同じ。）や訴訟、及び甲の責めに帰すべき事由により発生した要望活動や訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとし、その金額及び支払方法については、甲乙協議により定めるものとする。

3 前項に定める以外の一切の事由に関する近隣住民等の要望活動や訴訟に起因する増加費用及び責任については、すべて乙が負担するものとし、甲は何ら負担しないものとする。

(事業工程表等)

第9条 乙は、この契約の締結後7日以内に、調査業務及び設計業務の工程と建設業務の概略の工程を示した事業工程表、事業着手届を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、事業工程表を変更しようとするときは、あらかじめ変更に係る事業工程表を甲に提出しなければならない。

3 甲は、この契約に基づくすべての行為を現場代理人に対して行うものとし、甲が現場代理人に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、乙のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について現場代理人を通じて行わなければならない。

(セルフモニタリング)

第10条 乙は、本業務の履行について、要求水準書に従ってセルフモニタリングを実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告を行うため甲及び乙により構成されるモニタリング会議への出席その他かかるモニタリングの実施に必要な業務を実施しなければならない。

3 甲は、乙がセルフモニタリングの履行を適切に実施しないときは、セルフモニタリングの内容及び実施体制の不備等について是正を求めることができる。

(契約の保証)

第11条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子はつけない。

4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第74条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、契約が履行されたとき又は第66条第1項、第70条若しくは第71条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

（単価合意書）

第12条 乙は、別紙1により本業務についての契約金額を示す請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を、各単価合意時にそれぞれ作成し、甲に提出しなければならない。

2 単価合意は原則として2回実施する。単価合意にかかる詳細は別紙1によるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の規定による内訳書の提出後、速やかに内訳書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。

- 4 前項の単価合意書は、第45条第1項の規定（第45条第1項各号に定める場合を除く。）により契約金額の変更を定める場合並びに、第46条第3項、第53条第8項、第54条第2項、第62条第5項、第63条第5項に定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、設計成果物のうち第22条第4項の検査に合格したもの、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第33条第2項の規定による検査に合格したもの並びに第53条第4項及び第5項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなお工事目的物の施工及び建設に関連する業務（以下「工事目的物の施工等」という。）に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 乙が部分払等によってもなお工事目的物の施工等以外に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 5 乙は、第3項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を工事目的物の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、第4項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金の用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第14条 乙は、設計成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

- 2 甲は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

- 3 甲は、設計成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 4 乙は、設計成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変する

ことができる。

- 5 乙は、設計成果物（調査業務及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該設計成果物を使用し若しくは複製し、又は当該設計成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

- 第15条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、調査・設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、調査・設計・施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第16条 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される構造物若しくは設計成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、甲に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

- 第17条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) この約款並びに入札説明書等の記載内容に関する乙の確認の申出、質問に対する承諾又は回答
- (3) 乙が作成した詳細図等の承諾
- (4) 調査業務及び設計業務の進捗の確認、要求水準書及び事業提案書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。
（支給材料及び貸与品）
- 第18条 甲が乙に支給する本業務に必要な物品等及び工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 乙は、要求水準書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

- 第19条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の実施上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

第2章 調査業務

(調査業務)

- 第20条 甲は、事前開示情報を、この契約の締結後速やかに乙に開示する。乙は、事前開示情報以外に設計業務及び建設業務に必要な現地測量、地下埋設物調査、地質調査、雨水・汚水の調査、及び周辺影響調査（以下「各調査」という。）を、要求水準書及び事業提案書に従って行う。乙は、調査業務に関して、この契約の締結後30日以内に調査全体の計画を示す調査業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。また、乙は、各調査に着手するときは、当該調査着手の14日前までにその詳細内容を示す計画書を作成し、書面により甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、必要と認めた場合には随時、乙から前項の調査に係る事項について報告を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の調査の結果を要求水準書に定める期日までに調査報告書としてまとめ、甲に提出するものとする。
- 4 第1項の調査を行った結果、事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、乙はその旨を直ちに甲に通知し、甲及び乙はその対応を協議する。
- 5 第1項に基づく乙の調査結果に不備及び誤謬等がある場合、当該不備及び誤謬等起

因して発生する一切の責任は乙がこれを負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害を負担する。

- 6 事前開示情報の誤謬に起因して、本業務が遅延した場合又は甲若しくは乙に本業務の履行について増加費用及び損害が発生した場合には、甲は、乙と協議の上、工期を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙は、工事用地に事前開示情報に含まれていない施工期間中に発見された本業務の工事に支障をきたす障害物（以下「地中障害物」という。）があった場合には、その旨を直ちに甲に通知し、甲及び乙はその対応を協議する。なお、工事用地について、工事用地に関する事前開示情報及び乙において合理的に入手可能な工事用地に関する情報からは合理的に予測できない地中障害物があったことに起因して本業務が遅延することが合理的に見込まれる場合、又は甲若しくは乙に本事業の実施について増加費用及び損害が発生する場合には、甲は、乙と協議の上工期を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、乙が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する工期の遅延に対応した工期の延期は行わず、またこれに起因する増加費用及び損害については、甲は負担しない。

（調査業務の一括再委託等の禁止）

- 第21条 乙は、調査業務の全部を一括して、又は甲が要求水準書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、調査業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が要求水準書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

第3章 設計業務

（設計業務）

- 第22条 乙は、入札説明書等、事業提案書及び調査報告書に基づき、設計業務を実施するものとする。
- 2 甲は、基本設計図書及び詳細設計図書を完成させるため、設計業務に関する指示を入札説明書等及び事業提案書で定めた要件の範囲で乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。
 - 3 乙は、この契約の締結後30日以内に設計業務計画書を甲に提出して、その確認を受けるものとする。
 - 4 乙は、基本設計又は詳細設計に係る各設計業務を完了したときは、その都度遅滞なく基本設計又は詳細設計の工事等完了・進捗届を甲に提出して、検査を受けなければならない。
 - 5 甲は、前項の届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に当該設計業務の完

了を確認するための検査を行うものとする。乙は、甲から基本設計の設計業務について書面により完了の確認を得たうえで、基本設計図書に基づき詳細設計の設計業務を行うものとする。

- 6 前項の規定による検査の結果、提出された基本設計図書又は詳細設計図書が、法令、要求水準書、事業提案書若しくはこの契約の規定を満たさず、又は甲及び乙の協議において合意された内容に合致しない場合、甲は、乙に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 乙は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、乙の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が入札説明書等又は甲若しくは監督員の指示により生じたときは、甲は、当該是正に係る乙の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、乙が入札説明書等又は甲若しくは監督員の指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。
- 9 甲は、第5項の検査によって設計業務の完了を確認した後、乙が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 10 前項の申出は、工事等目的物引渡書の提出をもって行うこととする。ただし、甲が当該書類の提出を必要としない場合は、その提出を省略することができる。
- 11 乙は、詳細設計図書（建築確認申請を行った場合は、確認済証の交付等を含む。）について書面により甲の確認を得た後、甲乙で単価合意書の締結した日以降に建設業務を開始できる。

（設計業務の一括再委託等の禁止）

第23条 乙は、設計業務の全部を一括して、又は甲が要求水準書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が要求水準書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（管理技術者及び照査技術者）

第24条 乙は、次に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（1） 設計業務の技術上の管理を行う管理技術者

（2） 設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者

- 2 管理技術者及び照査技術者の設置者、権限、設置期間等については、別紙2「設置技術者一覧」に示すとおりとする。

（管理技術者等に関する措置請求）

第25条 甲は、管理技術者、照査技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）

又は乙の使用人若しくは乙から本業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、設計業務に関して、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（設計成果物の内容が一致しない場合の修補義務）

第26条 乙は、設計成果物の内容が、設計成果物の引き渡し前において、要求水準書又は事業提案書の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。また、当該不適合が施工済みの部分に影響している場合には、その施工部分に関する必要な改造を行わなければならない。ただし、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第4章 建設業務

（工事着手届）

第27条 乙は、工事の着手に際し、工事着手届を甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

2 前項において、工事着手届の提出期日は、先行工事の詳細設計図書について書面により甲の確認を得た後、甲乙で単価合意書を締結した日から7日以内とする。

3 乙は、工事着手届提出から7日以内に工事着手しなければならない。

（建設業務の付帯事項）

第28条 乙は、工事目的物が要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書に適合するよう本業務の品質向上に努め、必要な書類等の提出を行う等、甲の行う工事監理に協力するものとする。

2 本業務における撤去工事に伴い発生する土砂、その他コンクリート殻等の廃棄物の処分に係る費用は、乙が負担する。

（施工の一括委任又は一括下請負の禁止）

第29条 乙は、建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務受託者の通知)

第30条 乙は、建設業務の業務受託者の決定後、直ちに甲にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該業務受託者から徴取した甲が別に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

(現場代理人及び監理技術者)

第31条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第5項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、乙の代表企業がこの契約の締結後、7日以内に設置するものとする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関して、調査業務、設計業務及び建設業務を行う期間を通じて設置し、建設業務を行う期間は工事現場に常駐し、その運営、取締り、工期を通じた甲からの指示の統括を行うほか、契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第32条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- 7 現場代理人、監理技術者及び専門技術者の設置者、権限、設置期間等については、別紙2「設置技術者一覧」に示すとおりとする。

(工事関係者等に関する措置請求)

第32条 甲は、現場代理人がその職務（監理技術者、専門技術者、管理技術者又は照査技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著し

く不適當と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が施工するために使用している業務受託者、労働者等で施工又は施工の管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、建設業務に関して、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第33条 工事材料の品質については、要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第34条 乙は、要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて要求水準書及び甲の確認を得た詳細設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工をするときは、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員

の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求後7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(工事用地の確保等)

第35条 甲は、工事用地等を乙が施工上必要とする日(入札説明書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、工事用地等は無償で利用することができる。
- 4 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(業務受託者の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第4項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(要求水準書及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第36条 乙は、工事の施工部分が要求水準書、事業提案書及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、乙が第33条第2項又は第34条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査するこ

とができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。
(検査及び引渡し)

第37条 乙は、工事が完成したときは、工事等完了・進捗届により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、要求水準書、事業提案書及び設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 前項の申出は、工事等目的物引渡書の提出をもって行うこととする。ただし、甲が当該書類の提出を必要としない場合は、その提出を省略することができる。
- 6 甲は、乙が第4項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第5章 条件の変更等

(条件変更等)

第38条 乙は、本業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等の各書類間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 入札説明書等に誤り又は脱漏があること
- (3) 入札説明書等の表示が明確でないこと
- (4) 入札説明書等に示された自然的又は人為的な設計条件と、実際の設計上の制約等が相違すること

- (5) 入札説明書等に示された自然的又は人為的な施工条件と、実際の工事現場の形状、地質、湧水等の状態及び施工上の制約等が一致しないこと
 - (6) 入札説明書等で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札説明書等若しくは設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札説明書等又は設計図書を訂正する必要があるものは、入札説明書等の訂正は甲が行い、設計図書の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った設計図書については甲の承諾を得るものとする。
 - (2) 第1項第4号から第6号までのいずれかに該当し入札説明書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、入札説明書等の変更は甲が行い、設計図書の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った設計図書については甲の承諾を得るものとする。
 - (3) 第1項第4号から第6号までのいずれかに該当し入札説明書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を甲乙協議して入札説明書等の変更は甲が行い、設計図書の変更は乙が行う。なお、乙が変更を行った設計図書については甲の承諾を得るものとする。
- 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。なお、不発弾又はその他地中に埋まっている爆発物・危険物については、必要があるものとみなす。
- (入札説明書等の変更)
- 第39条 甲は、必要があると認めるときは、入札説明書等の変更内容を乙に通知して、入札説明書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められ

るときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務の中止)

第40条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が本業務を実施できないと認められるときは、甲は、本業務の中止内容を直ちに乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により本業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が本業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第41条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第42条 乙は、天候の不良、第4条の規定に基づく関連工事の調整への協力、関係機関への対応、その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第43条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第44条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第42条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第45条 契約金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第12条の規定により作成した単価合意書の記載事項に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（1） 数量に著しい変更が生じた場合

（2） 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合

（3） 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合

（4） 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適当である場合

- 2 前項各号に掲げる場合における請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 3 契約金額の変更のうち、調査業務及び設計業務については、単価合意書によらず、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 前2項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 5 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

第46条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額（基本設計に係る対価を除く。）の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残設計・工事代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残設計・工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設計・工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）

との差額のうち変動前残設計・工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残設計・工事代金額及び変動後残設計・工事代金額は、請求のあった日を基準とし、第12条の規定により作成した単価合意書の記載事項に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 変動前残設計・工事代金額及び変動後残設計・工事代金額のうち、調査業務及び詳細設計に係る金額は、請求のあった日を基準とし、別紙1の6項に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 8 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 9 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第6項又は第7項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第47条 甲は、第15条、第18条第7項、第19条第4項、第36条第1項、第38条第5項から第40条第3項まで、第42条第2項、第43条第2項、第49条第3項、第62条第4項、第63条第3項の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を乙に変更させることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日か

ら7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第6章 支払

(契約金の支払)

第48条 乙は、第22条第4項及び第37条第2項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第22条第4項及び第37条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第49条 甲は、第37条第4項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第50条 乙は、保証事業会社と当該契約の工事着手日から工期の末日を保証期間とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、工事着手日までにその保証証書を甲に寄託した上で、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）に定める基準に基づいて、契約金額のうち建設対価の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、直ちにその保証証書を甲に寄託した上で、規則に定める基準に基づいて、契約金額のうち建設対価の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、同一年度において第53条、第54条又は第57条の規定による請求をした後においては、中間前払金の支払を請求することができない。

- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 乙は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は乙の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、前払金の支払を受けた後において、設計図書の変更等により、変更後の契約金額（建設対価に限る。）が当初契約金額（建設対価に限る。）の2割以上増加した場合は、保証事業会社と前払金（第3項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金及び中間前払金。以下この項及び次項において同じ。）に関する保証契約を変更し、直ちにその保証証書を甲に寄託した上で、規則に定める基準に基づいて、その変更後の契約金額（建設対価に限る。）の10分の4（第3項の中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（第3項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を甲に請求することができる。
- 7 第2項の規定は第6項の規定により前払金の支払の請求を受けた場合について、第5項の規定は前項の規定により中間前払金の支払の請求を受けた場合について準用する。
- 8 甲は、前払金の支払をした後において、設計図書の変更等により、変更後の契約金額（建設対価に限る。）が当初契約金額（建設対価に限る。）の2割以上減少した場合は、その変更後の契約金額（建設対価に限る。）の10分の4（第3項の中間前払金の支払を受けているときは10分の6）と支払済みの前払金額（第3項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）との差額を返還させることができる。
- 9 乙は、前項に規定する場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

（工期の変更通知）

第51条 乙は、前払金額（第50条第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。）の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第52条 乙は、前払金及び中間前払金（第50条第3項の規定により中間前払金の支払を受けている場合に限る。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係

る支払に充当することができる。ただし、国が法令等を変更した場合は、これに従うものとする。

(部分払)

第53条 乙は、設計又は工事の完了前に、詳細設計の完了した部分又は工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第33条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、以下同じ。）に相応する出来高契約金額が契約金額の1割以上になり、かつ、第8項の規定により算定した額が100万円以上であるときは、次項から第11項までに定めるところにより部分払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 乙は、中間前金払を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る詳細設計を完了した部分、工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を工事等完了・進捗届により甲に請求しなければならない。
- 4 甲は、前項の場合のうち、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に対して、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 甲は、第3項の場合のうち、詳細設計を完了した部分に対して、当該請求を受けた日から10日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 7 乙は、第4項又は5項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 8 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の出来高契約金額は、単価合意書（設計業務及び調査業務を除く。）の記載事項に基づき定め、第45条第1項各号に掲げる場合及び詳細設計に係る部分払金については、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\begin{aligned}\text{部分払金の額} &\leq \text{出来高契約金額} - \text{既に部分払をした額} \\ &\quad - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \\ &\quad \times \text{出来高契約金額} / \text{契約金額}\end{aligned}$$

- 9 甲は、第40条第2項の規定により、本業務を一時中止したときは、前項の規定により部分払をするものとする。

1 0 乙は、建築物（建築付随工事の目的物を含む。）について部分払を請求しようとするときは、損害保険会社の火災保険に付し、甲を受取人とする保険証券を提出しなければならない。ただし、その保険金は、出来高契約金額以上とし、保険期間の終期は完了期限以後としなければならない。

1 1 工事に関し保険事故が発生したときは、乙が損害の責めを履行した場合のほか、前項の保険金は、支払金額の限度で甲に帰属する。

（部分引渡し）

第54条 基本設計図書及び工事目的物について、甲が要求水準書で指定した部分（以下「部分引渡対象」という。）において、当該部分引渡対象の設計業務及び建設業務が完了したときについては、第22条第4項から第10項中「各設計業務」とあるのは「部分引渡対象の設計業務」と、「設計成果物」とあるのは「部分引渡対象の設計成果物」と、第37条中「工事」とあるのは「部分引渡対象の工事」と、「工事目的物」とあるのは「部分引渡対象の工事目的物」と、同条第6項及び第48条中「契約金」とあるのは「部分引渡対象に係る契約金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第48条第1項及び第2項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金の額は、次の式により算定する。この場合において、部分引渡対象に相応する契約金の額は、単価合意書（設計業務及び調査業務を除く。）の記載事項に基づき定め、第45条第1項各号に掲げる場合には、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第48条第1項及び第2項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\begin{aligned} \text{部分引渡しに係る契約金の額} &= \text{部分引渡対象に相応する契約金の額} \\ &\quad - \text{既に部分払をした額} \\ &\quad - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \\ &\quad \times \text{部分引渡対象に相応する契約金の額} \\ &\quad \div \text{契約金額} \end{aligned}$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第55条 各年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、別紙3「各年度における契約金額の支払の限度額（第55条関係）」第1欄の区分に応じ、それぞれ別紙3「各年度における契約金額の支払の限度額（第55条関係）」第2欄に定めるとおりとする。

2 支払限度額に対応する各年度の出来高予定額は、別紙3「各年度における契約金額の支払の限度額（第55条関係）」第1欄の区分に応じ、それぞれ別紙3「各年度における契約金額の支払の限度額（第55条関係）」第3欄及び第4欄に定めるとおりとする。

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第56条 この契約のうち各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第50条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「工事着手日」とあるのは「工事着手日（工事を着手した年度（以下「工事着手年度」という。）以外の年度にあつては当該年度の初日（第56条第4項に該当する場合については当該年度の前払金の支払を申請できるようになった日））」と、「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間（最終年度以外の年度にあつては、各年度末まで）」と、同項及び同条第3項中「契約金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額（第57条第3項の規定により出来高超過額の支払を受けたときは、これを控除した額）」とする。ただし、工事着手年度以外の年度においては、乙は、予算の執行が可能となる日前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、工事着手年度については前払金及び中間前払金を支払わない旨を甲が入札説明書等に定めた場合には、第50条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、工事着手年度については前払金及び中間前払金の支払を申請することができない。
- 3 第1項の場合において、工事着手年度に翌年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨を甲が別に定めた場合には、第50条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、工事着手年度において翌年度に支払うべき前払金相当額及び中間前払金相当額を含めて前払金及び中間前払金の支払を申請することができる。
- 4 第1項の場合において、前年度末における出来高契約金額が前年度までの出来高予定額に達しないときには、第50条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、出来高契約金額が前年度までの出来高予定額に達するまで当該年度の前払金及び中間前払金の支払を申請することができない。
- 5 第1項の場合において、前年度末における出来高契約金額が前年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第51条の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第57条 債務負担行為における第53条の適用については、同条第1項中「契約金額の」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（第57条第3項の規定により出来高超過額の支払を受けたときは、これを控除した額）の」と、「第8項」とあるのは、「第57条第4項」とする。

- 2 前項の場合において、各年度における出来高契約金額が当該年度の出来高予定額に達したときは、乙は、中間前金払を請求した後であっても、部分払を請求することができる。
- 3 第1項の場合において、各年度末における出来高契約金額が当該年度分までの出来高予定額を超えているときは、乙は、当該年度の翌年度の当初に当該超過額（以下「出来

高超過額」という。) について部分払金の支払を請求することができる。

- 4 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払の額については、第53条第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高契約金額

－ (前年度までの支払金額＋当該年度の部分払金額)

－ (当該年度の前払金額＋当該年度の中間前払金額)

× {出来高契約金額－ (前年度までの出来高予定額＋出来高超過額) }
／当該年度の出来高予定額

- 5 第1項から第3項までの場合において、工事着手年度以外の年度においては、乙は、予算の執行が可能となる日前に部分払の支払を請求することはできない。

(第三者による代理受領)

第58条 乙は、甲の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第48条(第54条において準用する場合を含む。)又は第53条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払いに対する本業務中止)

第59条 乙は、甲が第50条、第53条又は第54条において準用される第48条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が本業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第7章 責任の分担

(一般的損害)

第60条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第62条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部

分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第61条 本業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第62条 工事目的物の引渡し前に、天災等甲乙いずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であって第33条第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第53条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(本項及び第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第45条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意書(設計業務及び調査業務を除く。)の記載事項に基づき行うものとする。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは、「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(法令等の変更等によって生じた費用等の負担)

第63条 甲又は乙は、法令等の変更又は新設（以下「法令変更等」という。）によりこの契約上の義務の履行が不能となる場合、この契約の変更が必要になる場合、又は履行に要する費用が増加する場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。

- 2 甲及び乙は、前項の定めによる通知に基づき、この契約の変更及び対応措置について、速やかに協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、法令変更等が行われ、第1項に定める通知を受けた日から14日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更等に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとする。この場合に生じる費用の変更の負担は、次のとおりとする。

(1) 次の各号所定の事由により生じる費用の増加は、甲が負担する。

イ 本事業に直接影響する法令変更等（ただし、税制度に関するものを除く。）

ロ 消費税及び地方消費税の変更に係るもの（税率の変更を含む。）

(2) 次の各号所定の事由により生じる費用の増加は、乙が負担する。

イ 法令変更等（第1号イに規定する場合を除く。）（ただし、税制度に関するものを除く。）

ロ 消費税及び地方消費税以外の税制度の新設・変更

- 4 甲は、法令変更等が行われ、施行されたことに伴い、費用が減少する可能性がある場合には、契約金額の減額について乙に協議を申し入れることができる。
- 5 費用の増加として甲が負担する第3項第1号イの費用の決定は、単価合意書の記載事項に基づき行い、第3項第1号ロの費用は甲が算出し決定する。

(契約不適合責任)

- 第64条 甲は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第65条 甲は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第22条第9項若しくは第37条第4項又は第6項（第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求等を行うことのできる期間は10年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求等の

根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）又は第2項に規定する期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間又は第2項に規定する期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間又は第2項に規定する期間については適用しない。
- 7 甲は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第8章 契約の終了

（甲の任意解除権）

- 第66条 甲は、工事目的物が完成するまでの間は、次条又は第68条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

- 第67条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第13条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込

みが明らかにならないと認められるとき。

- (4) 第24条第1項各号及び第31条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第64条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 乙又は乙の現場代理人その他使用人が甲又は監督員の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (甲の催告によらない解除権)

第68条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第13条第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 乙が設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第13号イからトまでのいずれかに該当する者(以下「排除対象業者」という。)に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第70条又は第71条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 建設業法の規定による許可を取り消されたとき。
- (12) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用してい

た者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(13) 乙（乙の構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

ロ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に参与していることが明らかになったとき（実質的に参与している場合を含む。）。

ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

ニ 役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に参与している者若しくは相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）、個人にあつてはその者又は経営に実質的に参与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとみとめられるとき。

ト 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

チ 下請契約等を締結するに当たり、排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 乙が、排除対象業者を業務受託者としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ヌ 業務受託者が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく甲への報告を怠り、又は業務受託者に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。

ル イからヌまでのほか、乙が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙の構成員のいずれかの者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第69条 第67条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第70条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第71条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第39条の規定により入札説明書等を変更したため契約金額が3分の1以上増減したとき。

(2) 第40条の規定による本業務の中止期間が工期の3分の1以上になるとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第72条 第70条及び前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第73条 甲は、この契約が工事目的物の引渡し前に解除された場合においては、設計業務（調査業務を含む。）の既履行部分及び工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた設計の既履行部分及び工事の出来形部分に相応する契約金を乙に支払わなければならない。この場合において、設計の既履行部分に相応する契約金は甲乙協議して定め、工事の出来形部分に相応する契約金は単価合意書の記載事項に基づき定める。

2 前項の場合において、甲は必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して検査することができるものとし、検査又は復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第50条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に

よる前払金又は中間前払金の支払があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第53条及び第57条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第67条、第68条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第66条、第70条又は第71条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

- 4 乙は、この契約が工事目的物の引渡し前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が工事目的物の引渡し前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事目的物の引渡し前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事の出来形部分（第54条第1項に規定する部分引渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（業務受託者の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第67条、第68条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第66条、第70条又は第71条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事目的物の引渡し後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理

については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

第9章 損害賠償等

(甲の損害賠償請求等)

第74条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本業務を完成することができないとき。
- (2) 設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第67条又は第68条の規定によりこの契約が工事目的物の完成後に解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第67条又は第68条の規定によりこの契約が工事目的物の完成前に解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、遅延日数に応じ、契約金額につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、履行が可分な契約で契約金

額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額とする。

- 6 前項の規定による遅延日数の計算については、第37条の規定による検査に要した日数は算入しない。検査の結果不合格となった場合における修補をさせるために甲が第1回目に指定した日数についても同様とする。
- 7 甲は、乙の履行遅滞について特別の理由があると認めるときは、第5項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内で相当と認める額を請求額とすることができる。
- 8 第2項の場合において、第11条の規定により契約保証金（同条第1項第5号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、甲は、当該契約保証金又は担保（次項において「契約保証金等」という。）をもって第2項の違約金に充当するものとする。
- 9 前項の規定により契約保証金等を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金等は、違約金として甲に帰属する。
- 10 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 11 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。
- 12 第10項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第75条 乙は、乙（その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。本事業の完了後も同様とする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」とい

う。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において「排除措置命令」という。) において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。本事業が完了した後も同様とする。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 第1項及び第2項の場合において、乙が既に解散しているときは、甲は乙の構成員であったすべての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。

5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第9項の規定を準用する。

（乙の損害賠償請求等）

第76条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第70条又は第71条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第10章 一般規定

(暴力団の排除に関する措置)

第77条 乙は、排除対象業者を、業務受託者としてはならない。

- 2 乙は、業務受託者が排除対象業者であることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、当該業務受託者との契約を解除し、又は当該業務受託者に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

第78条 甲は、乙又は業務受託者が排除対象業者に該当しないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等」という。）の提供を求めることができる。

- 2 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに役員名簿等を甲に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙から提供された役員名簿等を所轄の警察署長に提供し、乙及び業務受託者等が排除対象業者に該当するか否かについて、意見を聴くことができる。
- 4 甲は、所轄の警察署長から得た情報を、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するために、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第79条 乙は、本業務の実施に伴い排除対象業者から業務の妨害その他不当な要求を受けた場合（当該要求を業務受託者が受けた場合を含む。）は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(適正な賃金の支払に関する措置)

第80条 乙は、業務受託者と当該業務を請け負わせ又は委託等する場合においては、最低賃金法第4条第1項の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

- 2 甲は、業務受託者がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4

条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときは、乙に対して、当該業務受託者との契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(火災保険等)

第81条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(事業提案書に関する特約)

第82条 乙は、工事着手（先行工事に係るものを除く。）の7日前までに、乙型JV運営委員会において決定した分担工事額を証する書類（以下、「分担工事額協定書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された分担工事額協定書を確認し、市内業者である建設企業（以下、「市内建設企業」という。この条において同じ。）の分担工事額の割合が事業提案書で提案した割合を満たしていなかった場合、乙に対し次に掲げる算定方法により算定した額の違約金を請求することができる。

違約金 = 乙の入札価格 - (100 × 予定価格の75% (実額)) / (乙の価格点 + (事業提案書に記載された市内建設企業の分担工事額に基づく技術点 - 分担工事額協定書に記載された市内建設企業の分担工事額に基づく技術点)) + (消費税額及び地方消費税相当額)

(補則)

第83条 この契約に定めのない事項については、法令等の定めによるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別紙 1 総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領（第 12 条関係）

1 目的

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の設計・建設工事請負契約（以下「当該契約」という。）は、総価契約単価合意方式を採用することとし、甲乙間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的とする。

2 実施方式

総価契約単価合意方式は、単価個別合意方式³とする。

3 協議の手順

（1）請負代金内訳書

① 基本設計完了後の請負代金内訳書

基本設計完了後の請負代金内訳書は、詳細設計終了後に行う単価合意に係る協議（以下「単価協議」という。）の基礎となるものであり、単価協議を円滑に行うことを目的として作成するものである。

乙は、基本設計完了後 14 日以内に、入札金額内訳書（様式 8）及び基本設計完了時に作成する概算工事数量総括表を基に、請負代金内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。その後、請負代金内訳書の構成及び内訳内容等について、甲乙間で協議のうえ、請負代金内訳書を定める。

② 詳細設計終了後の請負代金内訳書

乙は、先行工事及び先行工事以外の工事の詳細設計終了後 14 日以内に、基本設計完了後の請負代金内訳書及び詳細設計終了時に作成する工事数量総括表を基に、それぞれ単価合意を行うための請負代金内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。その後、請負代金内訳書の構成及び内訳内容等について、甲乙間で協議のうえ、請負代金内訳書を確定させる。

（2）単価協議

① 単価協議の開始日は、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

³ 契約締結後に細別（レベル 4）などの単価を個別に合意する方式であり、総価契約単価合意方式の基本方式である。

- ② 単価合意は原則 2 回実施する。なお、各単価合意は以下に掲げるとおりとする。
- ア 第 1 回単価合意：先行工事について、詳細設計終了後、請負代金内訳書を基に、甲乙間で第 1 回単価協議を実施して、単価合意を行う。なお、先行工事は令和 8 年度中に着工すること。
- イ 第 2 回単価合意：先行工事以外の工事について、詳細設計終了後、請負代金内訳書を基に、甲乙間で第 2 回単価協議を実施して、単価合意を行う。なお、単価協議は令和 9 年 9 月末までに開始することとする。
- ウ 各単価合意の基準となる日は、令和 7 年 3 月 1 日とする。
- ③ 各単価合意においては、当該契約の変更を行ったあと、それぞれ単価協議を行う。なお、一度単価合意した単価は、次回以降の単価合意において変更しない。また、各単価合意においては、当該契約に係る入札金額の総価を変更しない（当該契約書第 3 8 条及び第 4 6 条の各規定に該当する場合を除く。）。
- ④ 単価協議が整った後、甲は当該契約の単価合意書を作成し、乙に送付する。なお、各単価合意の当該契約に係る単価合意書をそれぞれ「単価合意書（第 1 回）」、「単価合意書（第 2 回）」という。
- ⑤ 単価協議の開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、甲が工事数量総括表の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の細別に関する単価、間接費（共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等）等の金額について定め、乙に通知する。
- ⑥ 受注者は、各単価合意書に記名押印したもの 2 通を発注者に提出し、発注者は押印後、1 通を受注者に送付する。

4 単価協議の方法

- ① 当該契約に係る単価協議は、乙が提出した請負代金内訳書に基づき、工事数量総括表の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の細別に関する単価、間接費（共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等）等の金額に対して、合意するものである。
- ② 協議区分と合意の内容は、表－1 に示すとおりとする。なお、合意の内容は、建設業務（水道施設工事、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事）のみを対象とする。

表－１ 協議区分と合意の内容

協議区分	合意の内容	備考
I. 直接工事費	単価（円）	細別（レベル４）〔最下位が種別の場合は種別〕、単価は有効数字４桁（小数第３位以下切り捨て）、一式の場合は金額
II. 共通仮設費（積み上げ分）	単価（円）	細別（レベル４）、単価は有効数字４桁、一式の場合は金額
III. 間接費等	金額（円）	金額は円止

５ 請負代金額の変更

- ① 変更又は項目追加等に関して、合理的な理由がある場合は、当該契約書第１２条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議する。
- ② 表－１のⅠ（直接工事費）及びⅡ（共通仮設費（積み上げ分））の変更は、表－２に示すとおりとする。

表－２ 請負代金額の変更方法

直接工事費、共通仮設費（積み上げ分） の変更条件	請負代金額の変更方法
数量に著しい変更が生じた場合	（数量の増減×合意単価）
単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合	変更前の細別（レベル４）の合意比率 ^４ に変更後の官積算単価を乗じて積算 （変更後の官積算単価×（合意単価÷官積算単価））
単価合意書に記載されていない工種が生じた場合	当該工種（レベル２）の合意比率に追加された官積算単価を乗じて積算 （追加された官積算単価×（合意単価÷官積算単価））
単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適当である場合	追加された官積算単価にて積算 （追加された官積算単価×１００％）

- ③ 表－１のⅢの変更は、表－２により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した増減割合を乗じて算出するものとする。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費

^４ 合意比率は官積算単価に対する合意単価の比率をいう。

にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。
表－３に示す計算例を基に算定する。

表－３ 共通仮設費等の変更に係る計算例

間接費等(率分)＝B×C×D	
B＝	変更積算の間接費等(率分)の対象となる項目の合計金額
C＝	$\frac{\text{変更前の間接費等(率分)の合意金額 (C1)}}{\text{変更前の間接費等(率分)の対象となる項目の合計金額 (C2)}}$
D＝	$\frac{\text{Bを積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値 (D1)}}{\text{C2を積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値 (D2)}}$
	※地域補正など間接費に対する補正係数が対象 D1の補正係数：変更積算の補正係数 D2の補正係数：変更前の補正係数
■設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例 B＝変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額＝33,000,000円 C1＝変更前の共通仮設費(率分)の合意金額＝3,150,000円 C2＝変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額＝30,000,000円 C＝C1/C2＝3,150,000円/30,000,000円 D1＝Bを積算基準書の率式に代入した値＝10.85% D2＝C2を積算基準書の率式に代入した値＝10.95% D＝D1/D2＝10.85%/10.95% 共通仮設費(率分)＝B×C×D＝33,000,000×3,150,000/30,000,000×10.85/10.95 ＝3,433,356円 なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。	

(1) 契約金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更については、当該契約書第46条各項で規定のとおり実施する。

(2) 変更額の算定

① 増額の変更は、以下の定義式に基づき算定する。

$$S_{\text{増}} = P_2 - P_1 - (P_1 \times X)$$

ここに S_増：増額スライド額(円)

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(円)

P₂：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額(円)

X：全体スライドは1.5%、インフレスライド及び単品スライドは1.0%の数値とする。

② 減額の変更は、以下の定義式に基づき算定する。

$$S_{\text{減}} = P_2 - P_1 + (P_1 \times X)$$

ここに $S_{\text{減}}$: 減額スライド額 (円)

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 (円)

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額 (円)

X : 全体スライドは 1.5%、インフレスライド及び単品スライドは 1.0%の数値とする。

上記定義式を基に、 P_1 は直近の単価合意単価を用いて算出し、 P_2 は官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価を用いて算出する。

なお、 P_2 の官積算単価とは、公表単価がある単価はその単価を、公表単価がない場合は、 P_1 に日本銀行、国土交通省及び建設物価調査会等から公表されている客観性を有する指数等を乗じた単価を用いる。ただし、詳細については甲乙協議にて決定するものとする。また、一度決定した指数等については変更しない。

別紙２ 設置技術者一覧（第２４条及び第３１条関係）

区分	技術者名	関係法令	設置者	権限	本事業での設置期間	専任・常駐の要否
設計 (基本・詳細)	管理技術者	－	設計企業が設置	設計業務の技術上の管理	設計業務を行う期間を通じて設置 (契約締結後７日以内に管理技術者届を提出)	求めない
	照査技術者	－	設計企業が設置	設計成果物の内容の技術上の照査	設計業務を行う期間を通じて設置 (契約締結後７日以内に照査技術者届を提出)	求めない
建設	現場代理人	－	代表企業が設置	工事現場の運営、取組み、工期を通じた甲からの指示の統括、及びこの契約に基づく乙の一切の権限（契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第３２条第１項の請求の受領、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除く）	契約締結から７日以内に設置し、工期を通じて設置 (契約締結後７日以内に現場代理人届を提出)	左記期間通じて専任が必要 建設業務を行う期間は常駐が必要
	監理技術者	建設業法第26条	各構成員が設置	管轄する工事についての施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督	建設業務を行う期間を通じて設置 (契約締結後７日以内に監理技術者届を提出)	専任が必要ただし、工場製作のみが行われている期間等については工事現場への専任は要しない
	専門技術者	建設業法第26条の2	一式工事の中に他の専門工事が含まれる場合に、該当する構成員が工事現場に設置	専門工事についての施工の技術上の管理	建設業務を行う期間のうち、専門技術者の必要な期間に設置	求めない

別紙 3 各年度における契約金額の支払の限度額（第 5 5 条関係）

年度	支払限度額	出来高予定額 (設計対価相当額)	出来高予定額 (建設対価相当額)
令和 7 年度	円	円	円
令和 8 年度	円	円	円
令和 9 年度	円	円	円
令和 10 年度	円	円	円
令和 11 年度	円	円	円
令和 12 年度	円	円	円